

郡山市普通財産の随意契約による売払いに関する要領

平成29年4月1日制定

令和4年1月11日一部改正

[財務部公有資産マネジメント課]

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市が所有する土地及び建物の普通財産（以下「普通財産」という。）の随意契約による売払いに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び郡山市財産規則（昭和40年郡山市規則第50号。以下「財産規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(売払対象)

第2条 この要領により売払う普通財産は、現に公用又は公共用として未利用であり、かつ、利用する見込みがないものとする。

(売払方法)

第3条 普通財産の売払いに当たっては、次の各号のいずれかに該当する場合、施行令第167条の2第1項第2号により随意契約の方法によることができる。

- (1) 公用、公共用又は公益事業の用に供するため、公共団体又は公共的団体等に売払う場合
- (2) 郡山市が実施する用地の買収に伴う代替地の用に供する場合
- (3) 無道路地、地形狭長等公用又は公共用として単独利用が困難なもので、かつ、他に買受希望者のない土地を、隣接する土地の所有者に売払う場合
- (4) 土地の面積が100㎡（法地等を含む土地については150㎡）以下の、公用又は公共用として単独利用が困難なもので、かつ、他に買受希望者のない土地を、隣接する土地の所有者に売払う場合
- (5) 既に貸付中の普通財産について、当該普通財産の借受人に対して売払う場合
- (6) 一般競争入札に付し落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合
- (7) その他市長が必要と認める場合

(売払申請)

第4条 市長は、普通財産の売払いの申請を希望する者（以下「申請人」という。）に対して、普通財産売払申請書（第1号様式）の提出を求めるものとする。

2 前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類の添付を求めるものとする。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 売払申請地の案内図、公図の写し及び実測図の写し
- (3) 住民票抄本又は履歴事項全部証明書
 - ア 個人の場合は、市区町村役場で発行された住民票抄本
 - イ 法人の場合は、法務局で発行された履歴事項全部証明書
- (4) 印鑑登録証明書若しくは印鑑証明書又はその写し
 - ア 個人の場合は、市区町村役場で発行された印鑑登録証明書
 - イ 法人の場合は、法務局で発行された印鑑証明書
- (5) 市区町村発行の納税証明書又はその写し（直近1年分）
- (6) 確認書（第3号様式）（第3条第3号及び第4号の場合に限る。ただし、売払申請地を購

入する意思のない旨を確認できる他の書類を添付する場合は、この限りでない。)

(7) 売払申請地に隣接する土地の所有者が確認できる図面等（前条第3号及び第4号の場合に限る。）

(8) 委任状（第4号様式）（申請人以外が土地の売買に関する一切の手続きを行う場合に限る。）

(9) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請に当たり、申請人に対して次の各号に掲げる費用の負担を求めるものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 売払申請地の測量及び分筆等に要する費用

(2) 売買契約書作成に要する費用

(3) 第11条第3項の所有権移転登記に要する費用

(4) その他売払手続きに要する費用

（売払いに係る通知）

第5条 市長は、前条の申請を受けてから30日以内（不動産鑑定評価を行う場合を除く。）に、売払いに係る次の各号に掲げる事項を申請人に対し通知するものとする。

(1) 売払予定価格

(2) 売払いに際して必要な費用の見込額

(3) 売払条件

(4) その他必要な事項

（売払面積）

第6条 土地を売払う場合の売払面積は、実測面積とする。

（売払予定価格）

第7条 売払予定価格は、「面積狭小地、不整形地等の評価基準」又は不動産鑑定評価により算定の上、決定する。ただし、郡山市公有財産審議会条例（昭和63年条例第5号）第2条の所掌事項に該当する財産の場合は、郡山市公有財産審議会の答申を踏まえて売払予定価格を決定する。

2 郡山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和40年条例第37号）第3条に該当する場合は、前項で算定した売払予定価格を減額することができる。

3 第1項の売払予定価格には、普通財産の土地を売払うために要した測量及び分筆等、不動産鑑定を費用を含めることができる。

4 第1項により算定した価格の有効期間は、原則、算定した年度の翌年度末までとする。

5 その他特別な事情により、価格を見直すことが困難な場合は、前項の期間を超えても、当面の間、第1項により算定した価格によることができる。

（農地法の規定による許可申請等）

第8条 市長は、売払申請地が農地法（昭和27年法律第229号）第2条に規定する農地又は採草牧草地に該当する場合、申請人とともに、農地法第3条及び第5条の規定による許可申請等必要な申請又は届出を行うものとする。

（売買契約の締結）

第9条 市長は、第5条第1項の通知日から30日以内に売買契約を締結するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 郡山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年条例第35号）第3条に該当する財産の場合

(2) 前条の規定により農地法に基づく申請又は届出を行った場合

2 市長は、前2項の売買契約を締結するに当たり、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）第8条第1項第5号の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

（売払代金の納付）

第10条 申請人は、前条の売買契約締結後、郡山市財務規則（昭和40年郡山市規則第48号）第35条第1項第4号に基づき、売買代金を市長が発行する納入通知書により、市長が指定する日（契約締結日の翌日から起算して24日目）までに、一括して納付するものとする。

（所有権移転等）

第11条 売払申請地の所有権は、施行令第169条の7に基づき、前条の売買代金が完納された時に申請人に移転するものとする。

2 売払申請地は前項の所有権が申請人に移転した時に、現状のまま引渡ししたものとする。

3 売払申請地の所有権移転登記は、市長が行うものとする。

4 申請人は、第2項の引渡しを受けた後、財産規則第36条に基づき、市長に公有財産受領書（第16号様式）を提出しなければならない。

（市長が指定する課長が売払に係る事務を行う場合）

第12条 財産規則第4条第3項により市長が指定する課長が売払いに係る事務を行うときは、この要領によらないで当該事務を行うことができる。

（経過措置）

第13条 この要領の施行の際、現に施行前の様式により作成されている用紙は、施行後の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年1月11日から施行する。